

令和5年度 第二期子育て応援プランの実施状況および評価について

1 成果指標

計画の達成状況を評価する「成果指標」については表1のとおりです。

現状値（平成30年度）と令和5年度実績を比較すると、（表2）「合計特殊出生率」は0.17ポイント低下し、「0歳から14歳までの人口」は1,714人減少しました。また、令和4年度実績と比較すると、「0歳から14歳までの人口」は371人減少しました。

市民意識調査結果では、現状値（平成30年度）と令和5年度実績を比較すると、（表2）「子育てしやすいまちだと思える割合」は0.6ポイント高くなり、「子どもを産みやすい環境のまちだと思える人の割合」は12.6ポイント高くなりました。令和4年度実績と比較すると、「子育てしやすいまちだと思える割合」は0.8ポイント低下しましたが、「子どもを産みやすい環境のまちだと思える人の割合」（20歳-49歳の回答）は8.1ポイント高くなりました。

表1) 子育て応援プランの成果指標

評価項目	現状値 (平成30年度)	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値 (令和6年度)
合計特殊出生率	1.72	1.55	1.55※2	1.84
0歳から14歳までの人口	13,075人	11,732人	11,361人	12,507人
子育てしやすいまちだと思える割合	63.9%	65.3%	64.5%※1	66.0%
子どもを産みやすい環境のまちだと思える人の割合※3	33.2%	37.7%	45.8%※1	40.0%

表2) 令和5年度実績と現状値、前年度実績、目標値との比較

評価項目	現状値との比較 (平成30年度)	令和4年度実績 との比較	令和5年度実績	目標値との比較 (令和6年度)
合計特殊出生率	△0.17	±0	1.55※2	△0.29
0歳から14歳までの人口	△1,714人	△371人	11,361人	△1,146人
子育てしやすいまちだと思える割合	+0.6%	△0.8%	64.5%※1	△1.5%
子どもを産みやすい環境のまちだと思える人の割合※3	+12.6%	+8.1%	45.8%※1	+5.8%

※1 令和5年度市民意識調査結果。 ※2 推計値。令和6年10月に確定予定。 ※3 20歳-49歳の回答。

2 令和5年度評価

「0～14歳人口」や「子育てしやすいまちだと思える割合」は、昨年度に比べ数値が低下しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の蔓延期には、「子どもを産みやすい環境のまちだと思える人」の割合は低下していましたが、令和5年度には反転し、目標値を上回りました。

市はこれまで、産後ケア事業の充実のほか、乳児家庭全戸訪問、子育て応援アプリの導入など、子ども子育てを孤立させない取り組みを充実してきました。令和5年5月の新型コロナウイルス5類化を契機に、分娩施設や各種の母子保健・子育て支援事業の利用制限が解かれ、「産みやすい環境のまちだと思える人」の割合が上昇に転じたと考えられます。

各事業の実施状況はほぼ目標を達成しており、各施策の評価は良好又は概ね良好と評価しています。

令和6年度にあっては、次期プランの策定年であることから、これらの実施状況を踏まえ、より「産み育てやすい環境のまち」と実感できる地域環境づくりを進めます。

3 基本目標ごとの施策の主な実施状況(抜粋)および評価

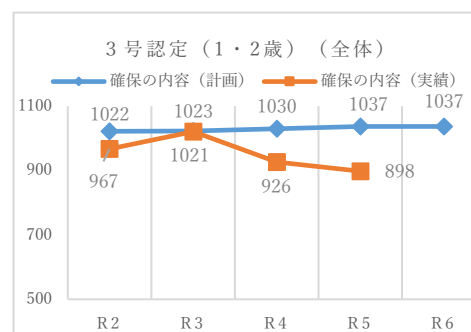
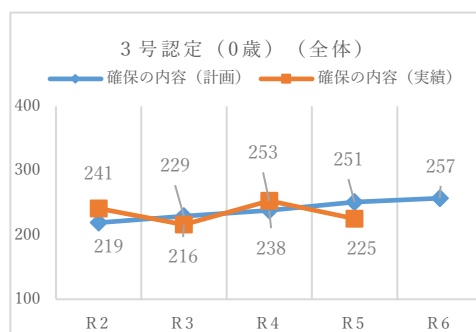
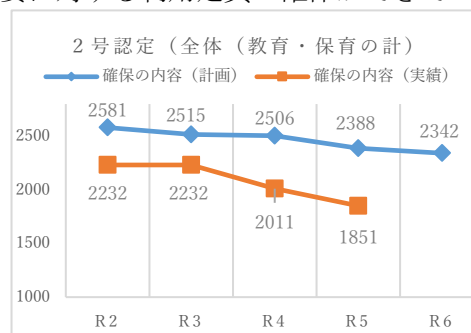
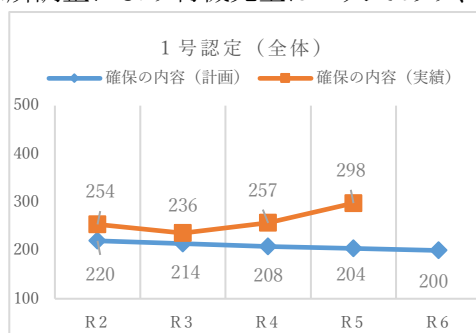
【評価】各施策の評価について、各事業の実施状況が令和4年度と比べて①（進捗した）良好、②（継続実施）概ね良好、③（実施したが前年度を下回った）やや未達、④（未実施）未達を基準として評価

○基本目標1 子ども子育て支援の推進

施策の方向性

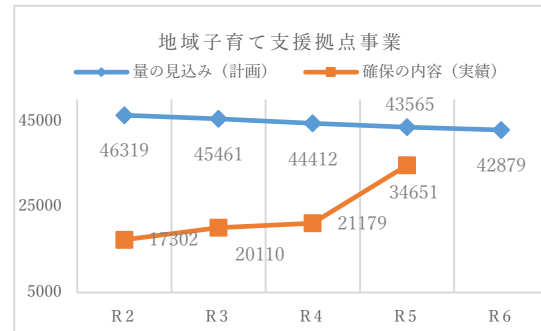
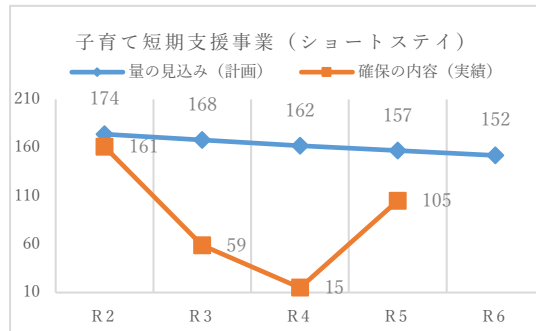
① 教育・保育事業の充実を図ります。(評価:良好)

・教育・保育事業の確保については、グラフのとおり1号認定の児童は計画より94人多くなりましたが、認定こども園の弾力的な対応により、量の見込みを確保しました。また、3号認定については保育人材の確保が困難なことから、実績は減少しています。ただし、中学校区域間での入所調整により待機児童は0人であり、保育需要に対する利用定員の確保ができています。



② 在宅育児応援サービスを充実します。(評価:良好)

- ・子育て短期支援事業については、コロナ禍の影響により利用受け入れが減少していたものの、5類化に伴い受け入れ施設の利用制限が解かれ、利用実績が増加しました。また、地域子育て支援拠点事業では対面型・集合型の子育て講座やお楽しみ企画を展開したことで、子育て親子の交流や悩みの共有の場となり、利用者の増加につながりました。



③ 児童虐待防止対策を推進します。(評価:良好)

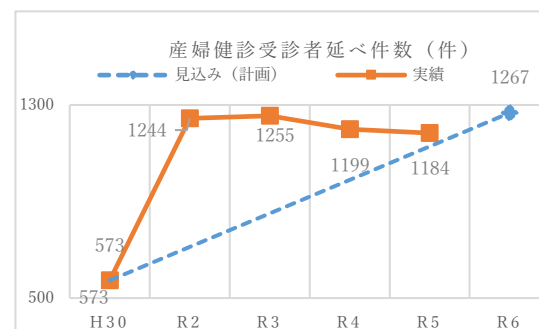
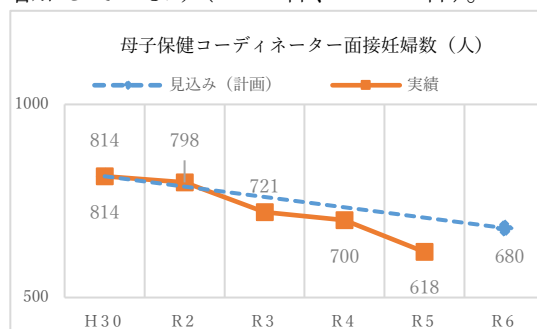
- ・子育て支援ネットワーク協議会の事務局として、コロナ禍の経済や心理において不安感が懸念されました。実務者会議を年4回、個別ケース会議を随時開催することで児童の安全管理とケース進行管理を行い、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めました。

○基本目標2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

施策の方向性

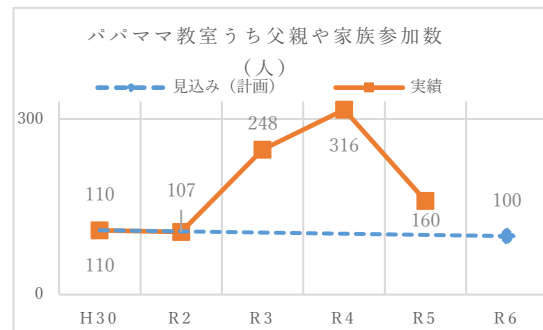
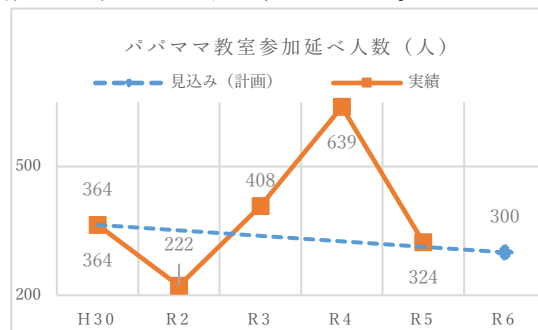
① 結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制を推進します。(評価:良好)

- ・子育て世代包括支援センター機能として、母子保健コーディネーターが、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援に繋げました。特に初産の妊婦に対し、妊娠期から授乳期の栄養について説明を行い、令和5年度から妊娠8か月時にアンケートを実施し、必要な方への継続した相談や関係機関との定期的な連携会議によって、安心して出産が迎えられるよう相談体制を整えました。
- ・産後、家族等の支援を受けられず、育児不安により支援を必要とする方へ産後サポート事業を行っており、宿泊型産後支援の利用が年々増加しています。特に宿泊型の利用件数は昨年より増加しています(R4 22件、R5 39件)。



② 子育ての学びあいを推進します。(評価:やや良好)

- ・乳幼児学級やパパママ教室など実施方法の工夫を継続し、感染予防対策を講じて実施しました。また、父親対象の育児学級や、祖父母等の家族を対象としたファミリー学級を各地区で行いました。感染症が小康期となり、出産前に受けられる講座が増えたと予想され、参加者の人数は昨年よりも落ち着きました。



○基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向性

① いいだ型自然保育を推進します。(評価:良好)

- ・「いいだ型自然保育」の魅力発信として和田保育園のPR用Instagramバナー広告を制作し、県内外の子育て世代に向けて行動を促すきっかけを作りました。
- ・信州やまほいくポータルサイトや園だより、保育事例や遊びの様子を掲載し、家庭にも関心を持っていただけるようにしました。

② 環境教育を推進します。(評価:良好)

- ・公立園では、生ごみ処理機を使用した堆肥づくりの様子や堆肥の用途を、畑活動を通して学べる機会を提供しました。

③ コミュニティスクールを推進します。(評価:概ね良好)

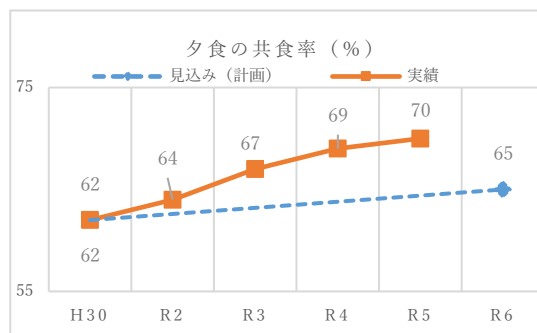
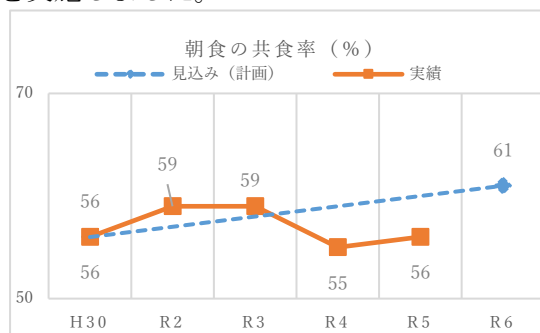
- ・各校の学校運営協議会において、学校、地域、保護者等が目指す子ども像やその実現に向けた取組等について共有し、相互に連携しながら取り組んでいます。
- ・子ども読書活動推進事業では、7か月児相談での絵本プレゼント「はじめまして絵本」を636名に配布したほか、4歳児(年中児)への絵本プレゼント「おともだち絵本」を、保育所等を通じて714名に配布しました。また、子どもの読書について、市民とともに考えるワークショップを開催しました。

④ 放課後子どもプランを推進します。(評価:良好)

- ・スポーツ、工作のほか、火おこし体験、果樹収穫体験、お正月遊びなど、地域の特色を活かした活動を行いました。

⑤食育活動を推進します。(評価:概ね良好)

- ・朝食と夕食を家族と一緒に食べる共食率について、平成30年度と比較して朝食は目標値に達していませんが、夕食は目標値を上回りました。
- ・市田柿活性化推進協議会と連携して市田柿の作り方に関する紙芝居を作成し、市内保育園・幼稚園や小中学校で読み聞かせをしました。
- ・離乳食講座を、感染防止対策をとって全24回開催しました。毎回試食を行いながら、調理実習を実施しました。



○基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策の方向性

①夫婦が、お互いを尊重しあいながら子育てと仕事を両立する働き方を提唱します。(評価:良好)

- ・当市独自の子育て情報を充実させた「いいだパパナビ」や「まご手帳」、「みんなで子育てナビ」を発行し、昨年同様に継続実施しました。
- ・ながの子育て家庭優待パスポートの全戸更新を行い、子育てを応援する事業所情報を届けました。
- ・1か所だった休日保育の実施園を2か所に増加しました。

②介護と子育ての両立のための相談支援を推進します。(評価:良好)

- ・複雑・複合化した相談に対応する「福祉まるごと相談窓口」において、既存の支援機関との連携を図り、さまざまな家庭等の相談を関係窓口につながりやすい体制を整備しました。

③仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業を推進します。(評価:良好)

- ・男女共同参画推進コーディネーターにより事業所を訪問し、ワーク・ライフ・バランスへの実態把握及び関連情報の提供等を行いました。

○基本目標5 きめ細やかな支援の推進

施策の方向性

① 特別な配慮が必要な子どもへの、寄り添い型支援を推進します。(評価:良好)

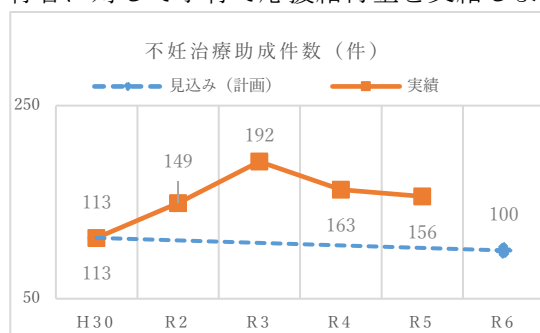
- ・短期親子支援グループ「ゆいっこ」を28回実施し、延べ76組の利用がありました。
- ・引き続き、早期発見、早期支援を実施したほか、入園前発達支援学級「ばななクラブ」を38回実施し、延べ291人が利用しました。
- ・ヤングケアラーの実態を把握するアンケート調査を実施することで、市内の小・中・高・短大、専門学校におけるヤングケアラーに係る認識や理解の促進を図りました。あわせて、事業者向けヤングケアラー研修会を実施しました。

② ひとり親家庭の自立と、進学・就職の夢をサポートします。(評価:良好)

- ・児童扶養手当を必要とする方に情報を提供し、適切に手当が受給できるようにしました
- ・就労による自立をめざすひとり親家庭に対し、高等職業訓練促進費用の支給を継続しました。
- ・母子父子自立支援員が、ひとり親家庭における就学等の必要資金の相談を受け、福祉資金の貸し付けにつなげました。

③ 子育てに係る経済的支援を推進します。(評価:良好)

- ・事実婚関係の方も対象とし、不妊・不育症治療費の助成対象者を拡大しました。
- ・医療保険が適用されない特定不妊治療に加え、不妊検査と一般不妊治療についても助成しました。
- ・物価高騰等に直面する子育て世帯の生活を支援するため、住民税非課税の子育て世帯に特別給付金を支給しました。
- ・食費等の物価高騰に直面する子育て世帯の生活を応援するため、中学生以下の児童と同居の養育者に対して子育て応援給付金を支給しました。



○基本目標6 地域みんなで支え合う子育て・子育ての推進

施策の方向性

① 「地域の子を地域で育てる」子育て支援の地域づくりを推進します。(評価:良好)

- ・4カ月児のいる家庭に対して、民生児童委員や主任児童委員による家庭訪問を継続し、子育ての孤立防止に努めました。

② 安全安心なまちづくりを推進します。(評価:概ね良好)

- ・引き続き、市道改良において公園周辺や市街地など、年次計画で歩道整備を実施しました。

③ 地育力による子育て応援を推進します。(評価:良好)

- ・主任児童委員会において、「子育ての孤立防止対策」と「子育ての負担軽減」について意見を出し合い、令和6年度の取り組みを考えました。
- ・夏休みのこどもの居場所について、市内の活動機関・団体における取り組み状況をまとめ、子育てネットを通じて情報発信しました。

④ 教育・保育人材の確保を、地域の中から発掘します。(評価:良好)

- ・「飯田の保育の魅力」を知ってもらえるよう、県内外の保育士養成校を訪問しました。
- ・保育士を目指す高校生や短大生等を対象にアルバイト雇用しました。
- ・民間保育所等における幼児教育保育人材の採用と定着に向けた支援として、就職復職支度支援や、宿舍借上支援を実施しました。

4 報告のスケジュール

- (1) 6月14日(金) 児童福祉分科会による審議・評価
- (2) 7月～8月 庁議(評価結果の報告)
- (3) 9月定例議会社会文教委員会協議会(評価結果の報告)
- (4) 議会後、市のホームページ・子育てネットへの評価結果の掲載

5 飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会の役割

(1) 子ども・子育て支援法第77条に基づく合議機関

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(中略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(中略)

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域協議会

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね1年に1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(中略)

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる

る。

(3)飯田市社会福祉審議会条例

(専門分科会)

第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。

- 一 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項を含む。)

以上